

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 8	受 理 年 月 日	令 和 2 年 4 月 24 日
件 名	小規模宿泊施設に対する規制の緩和		
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症は、2020年3月、WHOより、パンデミックの段階に入ったとの認識が示された。感染症の拡大防止に向け、各国政府が入国制限や入国後の行動制限等を厳しく課す中、世界中でビジネス、観光需要が激減し、関連産業の経営に多大な打撃を与えている。本市は日本を代表する観光地として、国内だけでなく海外からの観光客を引き付けてきたが、このような背景から内外観光客の訪問が激減している。そして、今後も先の見えないパンデミックにより、一層の観光需要低下は避けられない状況にある。</p> <p>本市は、2018年6月に改正した旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「本条例」という。）及び同規則を施行しているところ、本条例は、小規模宿泊施設の運業者に対し厳しい設備要件や運営要件を課している。特に、いわゆる駆け付け要件、施設外玄関帳場への対応を行った場合、多くの運業者は、その人件費、駐在場所の家賃、関連経費といった固定費負担の増加に耐えることが極めて難しくなる。また、旅館業法の施行に関する要綱（以下「本要綱」という。）では、より一層細かく厳格な規制を定めている。この点、要綱は一般に行政の内部的な運用の準則を定めるものであり、条例及び規則とは異なって市民に対する法的な拘束力はない。</p> <p>したがって、本要綱によって本条例で定めた運営要件を加重変更することはそもそも許されるものではないが、仮に、本市が本要綱を根拠として、本条例より厳しい基準を運業者に対し課すのであれば、既に相応の需要激減に苦しむ小規模宿泊施設の運業者に対し、一層の経費負担増を強いる事態となることは明らかと言える。</p> <p>経過措置として2020年3月末日までの間、駆け付け要件等の適用が免除されていたが、間もなくその経過措置が廃止される。このような環境下において、当該経過措置が廃止された場合、多くの小規模宿泊施設の運業者は経営破綻に追い込まれるであろう。そして、小規模宿泊施設の運業者の廃業により、多くの施設が空き家となる可能性があり、本市の治安の悪化や景観の荒廃につながるおそれもある。それは、本条例及び同規則の目的と真逆の効果をもたらすことを意味する。以上、これまで述べたような多くの弊害を考えると、本市による積極的な誘致によって3,000以上にまで増加させた簡易宿所に対し、このタイミングで規制を強化することは避けるべきと考える。</p> <p>当社は、京都の町家を民間のファンドを用いて改修し、京都の歴史や文化を感じられる構築物に、近代的で快適な居住性を備えた施設を備えた簡易宿所を提供しており、多くの宿泊者の方々から高い評価を頂いている。多くの宿泊客の方に多様な宿泊施設の選択肢を提供する、従来の本市の観光政策を大きく転換することに関して、ぜひ再考してもらいたい。このパンデミックが終息を迎え、本市が世界を引き付ける都市として再び活気を取り戻したときのためにも、健全な旅館運業者が観光客をおもてなしできる環境を維持しなければならないと思う。</p> <p>ついては、以下のとおり本条例及び同規則並びに本要綱で定める規制内容を緩和することを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本条例附則第3項に定める駆け付け要件等の適用に係る経過措置を無期延長するとともに、本条例第18条第8項で定める条件自体を見直すこと。 2 本要綱第9条において定める小規模宿泊施設の構造設備の基準の特例について規制を見直すこと。 		
陳 情 者	<p>三田証券株式会社 代表取締役 三田 邦博</p>		
回付委員会	<p>教育福祉委員会</p>		